

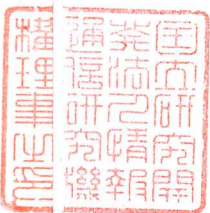
量子暗号に関する研究協力についての協議書

防衛省航空自衛隊（以下、「甲」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「乙」という。）は、次の各条により協議書を（以下、「本協議書」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協議書における用語の意義は、以下のとおり定める。

- （1）量子鍵配送：理論上いかなる能力を持った第三者（盗聴者）にも情報を決して漏らすことなく暗号鍵を離れた2地点間で共有する方法のこと。
- （2）量子鍵配送リンクシステム：離れた2地点間で置かれた1対の量子鍵配送装置とそれらを結ぶ光回線からなるシステムのこと。
- （3）量子暗号：量子鍵配送で共有した暗号鍵を再利用することなく同じ長さの平文データと排他的論理和演算することにより暗号化し通信を行う方式のこと。
- （4）量子暗号通信ネットワーク：複数の量子鍵配送リンクシステムを適切なノードを介して相互接続することにより、多地点間で量子暗号や量子暗号を用いた暗号アプリケーションを行うためのネットワークのこと。



(研究協力の目的及び内容)

第2条 甲及び乙は、次の研究協力（以下、「本研究協力」という。）を実施する。

研究協力の目的

量子鍵配送及び量子暗号に係る研究成果に関する情報等の交換等により、双方の研究の資とする。

研究協力の研究内容

(1) 量子鍵配送に関する研究協力

- ・甲及び乙は、量子鍵配送に関する情報交換及び意見交換を行う。
- ・甲及び乙は、協力して量子鍵配送装置の検証及び量子暗号通信の特性等に関する研究を行い、取得したデータを相互に提供する。提供の範囲は、作業部会で定める。
- ・甲及び乙は、データ解析にあたり、ノウハウや知見について相互に助言するとともに、結果について共有する。

(2) 量子暗号に関する研究協力

- ・甲及び乙は、量子暗号及び量子暗号通信ネットワークに係る情報交換及び意見交換を行う。

(実施場所)

第3条 本研究協力の実施場所は、次のとおりとする。

甲 東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省 航空自衛隊 航空システム通信隊

乙 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人 情報通信研究機構 量子 ICT 協創センター

2 本研究協力の実施に関して、前項に掲げる場所以外で実施する必要がある場合には、甲及び乙が協議のうえ、別に定めることができるものとする。

(実施期間)

第4条 本研究協力の実施期間は、本協議書の締結日から、令和8年3月31日までとする。ただし、甲及び乙が別途協議して合意のうえ、この期間を更新することができるものとする。

(情報の保全)

第5条 本研究で取り扱うデータは、原則として「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報格付け機密性1情報とするほか、甲乙各々の情報保全規則に即した情報の取り扱いを実施する。特に高度な保全を要する情報を取り扱う場合は、作業部会にてその取扱い方法を取り決めるものとする。

(研究担当者)

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表1に掲げる者を研究担当者として本研究に参加させる。

2 甲及び乙は、前項に規定する研究担当者のうち、各1名を研究代表者として指名する。

3 甲及び乙は、自己に所属する者を新たに研究担当者として参加させようとする場合、あらかじめ他の当事者に書面により同意を得るものとする。その他、研究担当者に変動があったときは、速やかに他の当事者に書面により通知する。

(技術情報等の提供)

第7条 甲及び乙は、第2条に定める本研究協力の実施に必要な技術情報・知見、資料及び研究資料を他の当事者に提供又は開示するものとする。ただし、第三者との取り決めによって秘密保持義務を負っているものについてはこの限りではない。

(技術連絡会の設置)

第8条 甲及び乙は、本研究協力の円滑な推進を図るため、技術連絡会を設置するものとする。

(1) 技術連絡会の構成

甲 議長 防衛省航空自衛隊航空システム通信隊司令

構成員 第6条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

乙 議長 国立研究開発法人情報通信研究機構量子 ICT 協創センター長

構成員 第6条第1項で定める研究担当者及び議長が指名する者

(2) 議長が指名する技術連絡会の構成員

- (1) 議長は、第6条第1項で定める研究担当者以外の者を技術連絡会の構成員とする場合、事前に他の当事者の議長の同意を得ることとする。

(3) 技術連絡会の役割

- (1) ア 本研究協力に関する進捗状況の把握
イ 本研究協力に関する情報交換
ウ 本協議書の変更・解除に関する協議

(4) 議長の役割

議長は、技術連絡会の実施に係る細部事項を定めることができる。

(作業部会の設置)

第9条 甲及び乙は、本研究協力の推進に関することを取り決めるため、技術連絡会の下に作業部会を設置するものとする。

(1) 作業部会の構成

甲 幹 事 防衛省航空自衛隊航空システム通信隊防衛部長

構成員 第6条第1項で定める研究担当者及び幹事が指名する者

乙 幹 事 国立研究開発法人情報通信研究機構量子 ICT 協創センターデザ
インイニシアティブ長

構成員 第6条第1項で定める研究担当者及び幹事が指名する者

(2) 幹事が指名する作業部会の構成員

幹事は、第6条第1項で定める研究担当者以外の者を作業部会の構成員とする場
合、事前に他の当事者の幹事の同意を得ることとする。

(3) 作業部会の役割

ア 本研究協力に関する進捗状況の管理

イ 本研究協力に関する情報交換

(4) 幹事の役割

ア 幹事は、作業部会の実施に係る細部事項を定めることができる。

イ 技術連絡会へ本研究協力の進捗の報告

(施設等の利用)

第10条 甲及び乙は、本研究協力の実施に必要があるときは、研究場所、施設、機器
等を管理する当事者の承諾を得たうえで、研究場所、施設、機器等を共同で利用するこ

とができる。

2 甲及び乙は、本研究協力の用に供するため、自己に属する機器等を他の当事者の同意を得て持ち込み、共同で使用することができるものとする。なお、当該機器等を受け入れた当事者は、その受け入れた当該機器等について、持ち込み完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項の規定により、甲及び乙は、機器等を他の当事者に持ち込む場合には、当該機器等に自己に属する物である旨の表示を付するものとする。

(原状回復)

第11条 本研究協力実施にあたり、甲及び乙が合意した利用によらず、相手方の施設及び機器等をき損または滅失させた場合には、甲または乙の費用と責任において原状回復するものとする。

(安全管理)

第12条 甲及び乙の研究担当者は、それぞれ他の当事者の管理する場所において行う試験等に参加する場合は、当事者が定める安全に関する諸規則及び安全のために行う指示に従うものとする。

(研究協力内容の分担等)

第13条 甲及び乙は、それぞれ別表2に掲げる研究実施及びその支援に係る事項を分担する。

2 乙は、本協議書で規定する研究の内容に関して、その実施に際して直接的な経費が発生する場合には、別途、契約を締結して、実施するものとする。

(有効期間)

第14条 本協議書の有効期間は、第4条に定める期間とする。

(協議書の解除)

第15条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、是正されないときは、本協議書を解除することができる。

(1) 他の当事者が、本協議書の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

(2) 他の当事者が、本協議書内容に違反した場合

2 甲及び乙は、研究協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により本協議書を解除することができる。

(協議書の変更)

第16条 本協議書の内容を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

(情報の取り扱い)

第17条 甲及び乙は、本研究協力により相手方から取得した秘密を他に漏らしてはならず、また本研究にのみ使用するものとし、甲及び乙は、それぞれ本研究協力を行う要員がこれを遵守するために必要な措置をとらなければならない。

(研究成果の公表等)

第18条 甲又は乙は、本研究協力の成果を第三者に公表するときには、あらかじめ、それぞれの同意を得るものとする。

2 甲又は乙は、相手方から、研究成果の中に公表することにより業務に支障をきたす部分が含まれているとして当該部分を公表しないよう申し入れがあり、かつ、公表しないことに関し相当の理由があると認められるときは、当該部分の全部又は一部を甲又は乙が認める期間公表しないものとする。

3 ただし、研究協力終了後5年を経過したものについては、第2項に該当する場合を除き、相手方の同意なしに公表できるものとする。

(研究成果の位置付け)

第19条 甲及び乙は、本研究協力の研究成果を使用する場合には、使用する側が責任を持つものとする。

(その他)

第20条 本協議に関して生じた疑義、又は協議書に定めのない事項については、甲及び乙は協議して解決するものとする。

上記のとおり協議し、この協議書を2部作成し、各1部を保管する。

令和4年5月26日

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省 航空幕僚監部

防衛部長 空将補



印

東京都小金井市貫井北町4-2-1

国立研究開発法人 情報通信研究機構

理事



印

別表1 (第6条関係)

	所属部署・職名又は氏名 (◎は研究代表者)
甲	<p>防衛省</p> <p>航空自衛隊</p> <p>航空システム通信隊司令 (◎)</p> <p>航空システム通信隊員</p> <p>航空開発実験集団所属隊員</p>
乙	<p>国立研究開発法人情報通信研究機構</p> <p>量子 ICT 協創センター</p> <p>研究センター長 [REDACTED] (◎)</p> <p>デザインイニシアティブ長 [REDACTED]</p> <p>研究マネージャー [REDACTED]</p> <p>主任研究員 [REDACTED]</p> <p>主任研究員 [REDACTED]</p> <p>参事 [REDACTED]</p> <p>研究技術員 [REDACTED]</p>

別表2 (第13条関係)

担任区分及び担任事項

担任事項 項目	担任区分	
	空自 ^{※1}	NICT ^{※2}
器材の準備	—	○
器材の運搬	—	○
研究実施場所の提供	○	—
器材の運用	△	○
器材の管理	△	○
量子鍵配送装置に関する研究データの収集	○	△
量子鍵配送装置に関する研究データの解析	○	○
量子暗号及び量子暗号通信ネットワークに係る情報交換及び意見交換	○	○
器材の撤去	—	○

※1 空自：航空自衛隊航空システム通信隊、※2 NICT：国立研究開発法人情報通信研究機構

※3 ○は、主に実施を担当し、△は必要に応じて実施を担当する。